

オランダ・ハリケの国際司法裁判所は3月31日、南極海で行っている日本の第Ⅱ期鯨類捕獲調査の実施を認めないという判決を出した。オーストラリアの提訴で始まった裁判だが、日本側の完全な敗訴だった。恥ずかしいほどの負け方だった。

5年ほど前に、「調査捕鯨」縮小を条件に沿岸捕鯨容認という国際捕鯨委員会（IWC）議長の妥協案があるという情報があり、筆者は自己のブログで「捕鯨交渉の落としどころ／悔しいけど」という短文を書いた。その時は、日本の伝統や食文

A portrait photograph of Dr. Yoko Ogawa, a middle-aged woman with short brown hair and glasses, wearing a dark blazer over a light-colored collared shirt.

# 中西準子

化にして不当な攻撃を受けていたのは納得できないが、国際世論を考慮すれば、調査捕鯨の縮小と引き換えて、妥協を図ることもありという気持ちは持った。

# 捕鯨敗訴 その意外な内容

どが可哀相とか主張しているのではなく、日本の目的が調査研究目的ではないことを論理的に証明した結果である。調査捕鯨の捕獲数が、市場の動向に支配されているのは事実で、その意味で判決の指摘は正しいと思う。

判決を受けて、食文化が滅びるとまでは「10%」を合わせても、「食べる」は計14%でしかなかった。食文化といつても、この程度になってしまっている。もちろん沿岸のイルカ漁業は続けてほしいし、それが禁止されることはないだろう。とすれば「食文化」も、もう少し現状に合わせて変化させてもいいのではないか。

由から、計画通りの捕獲数を確保できなくなっていたのである。

日本の経済力と世界的な世論を冷静に考えれば、今回の判決はむしろ日本にとってプラスだったのではないかと思う。今後は、できるだけ非致死的方法で調査し、できれば、国際的な調査団を作ることを心がけるのがいいと思う。

どかに哀れども主張しているのではなく、日本の目的が調査研究目的ではないことを論理的に証明した結果である。調査捕鯨の捕獲数が、市場の動向に支配されているのは事実で、その意味で判決の指摘は正しいと思う。

判決を受けて、食文化が滅びるとまれに「10%を合わせても、食べるは計14%でしかなかつた。食文化といつても、この程度になってしまっている。もちろん沿岸のイルカ漁業は続けてほしいし、それが禁止されることはないだろう。とすれば「食文化」も、もう少し現状に合わせて変化させてもいいのではないか。

第Ⅱ期の捕獲調査は生態系研究、

由から、計画通りの捕獲数を確保できなくなっていたのである。

日本の経済力と世界的な世論を冷静に考えれば、今回の判決はむしろ日本にとってプラスだったのではないか。今後は、できるだけ非致死的方法で調査し、できれば、国際的な調査団を作る」とを心がけるのがいいと思う。

(±10%)、シロナガスクジラとザトウクジラ各50頭（2年間の調査期間については、ザトウクジラは0、シロナガスクジラ10頭）を捕獲するとしていたが、現実は2007年にちはザトウクジラの捕獲は禁止したし、ミンククジラも平均して450頭、2012～2013年については103頭でしかないと、判決は事

ける需要の減少と在庫量の調整の結果だというオーストラリアの主張が認められた。このことが、調査捕鯨ではなく、商業捕鯨であることの重要な証拠となり、調査捕鯨は商業捕鯨の隠れ蓑だと認定されたのである。

今回の判決は、調査捕鯨そのものがいけないと、クジラを食する

4月に行われた朝日新聞の世論調査で、クジラの肉をどの程度食べかの問いかに「ときどき」4%、「（）」

のはおかしいという声も耳にする筆者も数年前にそういう感想を持った。しかし、今回の判決はそういふことは一切触れてはいない。日の主張の矛盾を突いているだけである。

特に異種のクジラ間の餌の競合について調査することが目的で、第Ⅰ期との大きな違いだった。シロナガスクジラとザトウクジラを過去に過剰捕獲したことがミンククジラの過剰繁殖をもたらし、また大きなシロナガスクジラなどの回復で、小さなミンククジラなどとの間で餌の競合が強くなっている可能性があり、これらの仮